

平成22年2月8日

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

平成22年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

輸入食品に関わる様々な課題への対応として、貴省における加工食品の残留農薬検査の対象拡大や人員体制の強化、輸出国での対策の推進をはじめとした監視指導の取り組みの強化について、敬意を表します。

平成21年度は、消費者庁関連法案の制定に伴い、食品衛生法に基づく食品表示や食品安全基本法に基づくリスクコミュニケーションの総合調整に関する業務は消費者庁に移管されました。食品衛生法を所管する省庁が2つになったことから、水際での輸入食品の監視指導についても、関係省庁間での連携が図られることが重要です。

また、行政・事業者・消費者が連携して食品の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組むことの重要性もいっそう増していると考えます。

以上のことを踏まえ、平成22年度輸入食品監視指導計画（案）（以下「計画（案）」）について、当会の意見を提出いたします。

1. 食品防御の問題について、調査研究や国内外関係機関との連携など、積極的な対応を引き続き行うこと。

序文には、昨今の食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、輸入者の自主的な衛生管理の推進や輸出国の衛生対策に関する情報収集等を推進し、問題発生 of 未然防止に努めるとの記載がありますが、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関との連携など、引き続き食品防御に関する取り組みを積極的に推進いただきたいと思います。

2. 消費者庁とも連携し、食品を輸入する事業者への相談や指導等が検疫所で一元的に行えるように、運用の改善を検討すること。

食品表示の不備も含め、輸入食品における食品衛生法違反を減らすためには、食品事業者等が法制度を遵守するのが第一ですが、それと併せて、食品輸入時における事業者からの相談への対応や事業者への情報提供が貴省や消費者庁等から丁寧に行われることが重要です。

計画（案）からは、昨年度の監視指導計画まで記載された「輸入者に対する食品表示の適合性の指導」が削除されています。

これは、消費者庁設置に伴う業務移管によるものと推察しますが、一方で日本語の表

示がない輸入食品の販売実態や、輸入された濃酢酸調味料を直接飲んだことによる健康被害が生じており、消費者庁が日本語表示の徹底を呼びかけるチラシを輸入食料店等に配布しています。

このような問題についても、貴省と消費者庁とが連携し、輸入時点での事業者への指導や事前相談によって輸入食品が改善され、健康被害の発生を防げるように、現行の制度運用の改善を検討する必要があると考えます。

3. 新たに制定された規格・基準等に関する情報を輸入者等に幅広く周知する取り組みを計画案の重点事項として位置付けること。

平成21年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）には、年度の違反事例増加要因に、「検査目的と考えられる少量輸入の器具等の違反（器具・容器包装の規格基準違反など）」と「規制対象となるおもちゃの範囲拡大（おもちゃやその原材料の規格違反）」が記載されています。

この事に対し、計画案では「新たに制定された規格又は基準を中心に、事業者に対する定期的な自主検査の指導及びモニタリング検査の拡充」が記載されています。

指導及び検査の拡充は当会も賛同いたします。併せて、輸入する食品の安全性を輸入者が自らの責任で確保するため、新たに制定された規格又は基準に関する理解や周知をはかるための事前指導や説明会・講習会等の取り組みを推進することを計画案の重点事項として位置付ける必要があると考えます。

4. リスクコミュニケーションを強化すること。

（1）消費者・国民の理解を深める視点から、リスクコミュニケーションの取り組みを工夫すること。

計画（案）には、一般消費者を対象とした検疫所の見学受入れ等の取り組み等が記載されています。

2009年8月に貴省が開催した輸入食品に関する意見交換会は、横浜検疫所の現地見学が含まれ、終了後の参加者アンケートでも「現場を見ることで納得出来る」「理解が深まる」など、高い評価が得られています。このような、消費者の理解を深める視点からリスクコミュニケーションの取り組みを工夫する必要があると考えます。なお、農林水産省では植物防疫や動物検疫をテーマとして、現地見学を含めた意見交換会が年数回開催されていると承知しています。対象とする分野が異なりますが、「輸入検疫の重要性」を消費者・国民に伝えるという視点から、両省で連携して施設見学や意見交換会を実施するなどの工夫も必要と考えます。

（2）透明性を高める視点から、締結された政府間協力の事例等を幅広く国民に紹介すること

序文には、輸入食品の監視指導の取り組み事例として、日中首脳会談を踏まえた政府間協議や日中韓三国保健大臣会合での覚書が紹介されています。2009年の政府間協議等の取り組みとしては、その他にもEUの「食品・飼料に関する迅速警報シス

テム (RASFF) 」利用についての協力意図表明文書の署名や、米国政府関係機関との「日本の残留農薬基準の検査強化に関する覚書」の締結等があったと承知しています。輸入食品の安全性を確保するために政府が行う取り組みの透明性を高め、国民からの信頼を向上させるためにも、これら政府間協議等の事例について、幅広く国民に紹介する必要があると考えます。

(3) 前年度計画との対比資料は、パブリックコメント募集開始時に参考資料として公表すること

貴省が東京及び大阪の2ヶ所で開催した輸入食品監視指導計画(案)に関する意見交換会では、前年度からの変更点を中心に編集した「輸入食品監視指導計画(案)の概要」が、当日資料として参加者に配付されています。

当会では、平成21年度の計画(案)に対する意見として「前年度計画との対比表の掲載」を提出しましたが、計画(案)の内容を判りやすく理解するための工夫の一つとして、資料の概要が作成され、意見募集時に幅広く活用されることが重要です。

「輸入食品監視指導計画(案)の概要」については、パブリックコメント募集開始時に計画(案)の参考資料として貴省より公表される必要があると考えます。

以上